

平成 27 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	19		府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（徴収規定）		
要望項目名	戦没者等の遺族に対する特別弔慰金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦において公務等のために国に殉じた軍人軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、これらの者の遺族に対して国として弔慰の意を表すために支給してきている。戦後 70 周年の平成 27 年 4 月 1 日における戦没者等の遺族に対し、特別弔慰金を支給することを検討している。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>次期通常国会における法改正により、上記遺族への特別弔慰金の支給を検討中であるところ、特別弔慰金は遺族に特別弔慰の意を表すものであることを踏まえ、①当該特別弔慰金を標準として個人住民税を課さないこと、②当該弔慰金を受ける権利及び特別弔慰金として交付される国債の差押えを禁止すること、の存続を要望する。</p>		
関係条文	<p>○ 地方税法第 2 章第 1 節道府県民税、同法第 3 章第 1 節市町村民税</p> <p>○ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和 40 年法律第 100 号）（抄） （差押えの禁止）</p> <p>第十一条 特別弔慰金を受ける権利及び第五条第一項に規定する国債は、差し押さえることができない。 （非課税）</p> <p>第十二条 租税その他の公課は、特別弔慰金を標準として、課することができない。 2 （略）</p>		
減収見込額	[初年度] — (—)	[平年度] — (—)	(単位：百万円)
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>戦没者等の遺族に対する特別弔慰金は、先の大戦において公務等のため国に殉じた軍人軍属及び準軍属の方々に思いをいたし、これらの者の遺族（戦没者等の遺族の中に恩給法の公務扶助料や援護法の遺族年金等を受給する者がいない場合の残された遺族）に対して、国として弔慰の意を表すために支給するものである。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>(1) の政策目的を実現するため、従来より「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」において、特別弔慰金に係る非課税及び差押え禁止を規定している（同法 11 条及び 12 条）。</p> <p>当該税制措置を廃止すると、課税・差押えにより、支給対象者が実質的に給付の満額を得られないこととなるが、これでは遺族に弔慰の意を表するという同法の目的が十分に達成できない。</p> <p>したがって、上記要望内容欄に記した施策の存続が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅶ ナショナル・ミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標4 戦傷病者戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること 施策目標4-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
	政策の達成目標	戦没者等の遺族に対し、国として弔慰の意を表す。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	特別弔慰金の支給により、戦没者等の遺族に対して、国として弔慰の意を表すという目標が達成されている。
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	今回の要望の措置により、弔慰を行うために適当とされた法定額を満額支給できるようにすることは、戦没者等の遺族に対して、国として弔慰の意を表すという政策目標の達成に効果的であると見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	平成27年4月1日を基準日とする特別弔慰金に係る以下の措置の存続 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別弔慰金に係る所得税の非課税措置 ・ 特別弔慰金に関する書類及び特別弔慰金国債を他のとする金銭の貸借に関する書類に係る印紙税の非課税措置 ・ 特別弔慰金を受ける権利及び特別弔慰金として交付される国債の差押えの禁止
	予算上の措置等の要求内容及び金額	特別弔慰金に係る支給事務費として、平成27年度に484百万円を要求する予定。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置が、特別弔慰金の支給、本要望による非課税措置及び差押禁止措置実施の前提となる。
	要望の措置の妥当性	今回の非課税措置等は、課税等の税制措置によって特別弔慰金の趣旨が減殺されないようにするため要望するものであり、税制改正以外の措置によっては実現できない。 また、類似の制度である「戦没者等の妻に対する特別給付金」等においても、同様に非課税及び差押禁止措置が講じられている。
	ページ	19—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>同様に非課税措置及び差押禁止措置がとられた平成 17 年度の特別弔慰金については、非課税措置による(1年当たりの)減収見込額は、2388 百万円となっている。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)</p>	<p>非課税措置及び差押え禁止措置がとられ、特別弔慰金の満額を支給することにより、戦没者等の遺族に対して国としての弔慰を表すという特別弔慰金の目的が十分に達成されている。なお、非課税措置及び差押え禁止措置がとられた平成 17 年度の特別弔慰金に係る国債の発行件数は、約 127 万件となっている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>特別弔慰金に係る非課税措置等は、制度創設当初(昭和 40 年)より講じられてきている。</p>
<p>ページ</p>	<p>19—3</p>